建設業労働災害の防止に向けて（令和５年）

静 岡 労 働 局
労働基準監督署
建災防静岡県支部

県内 全産業・建設業の労働災害の推移

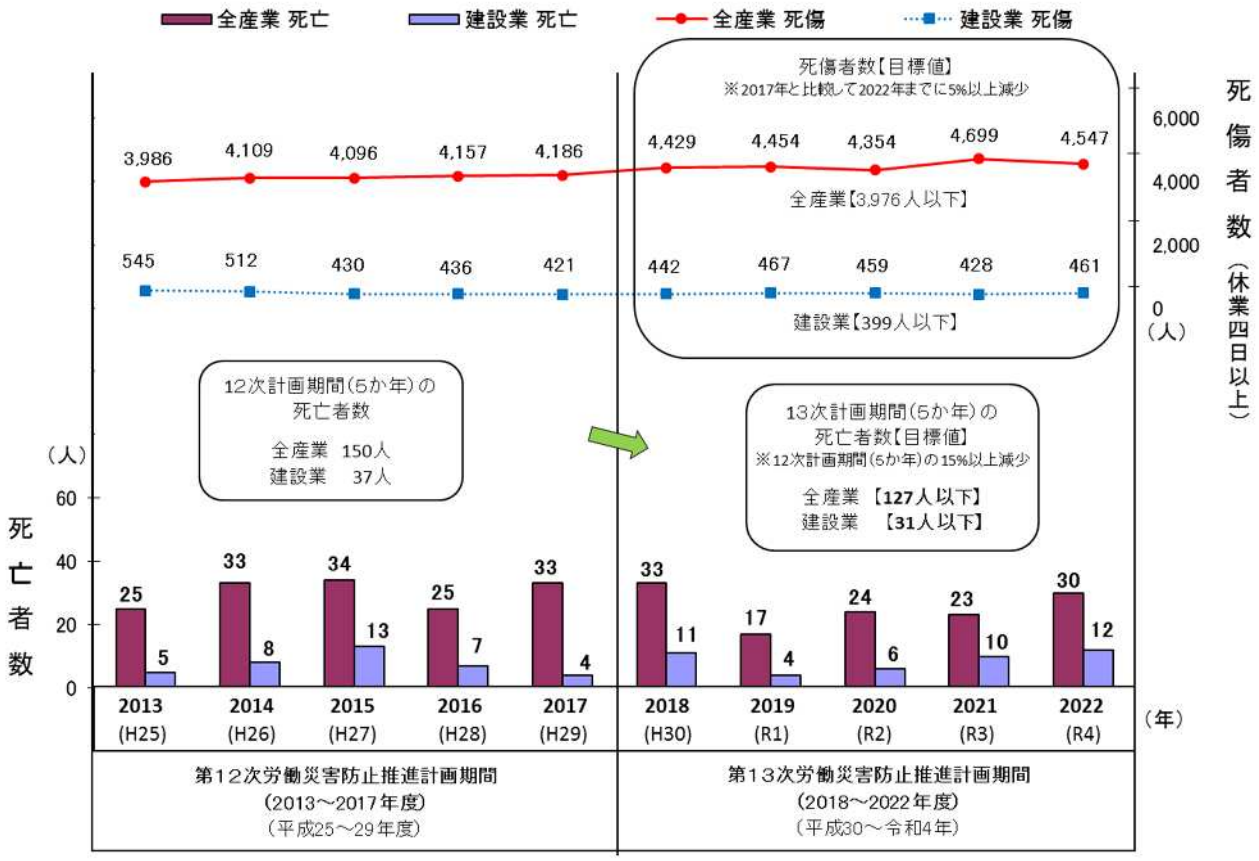

令和4年の県内死亡災害の分析

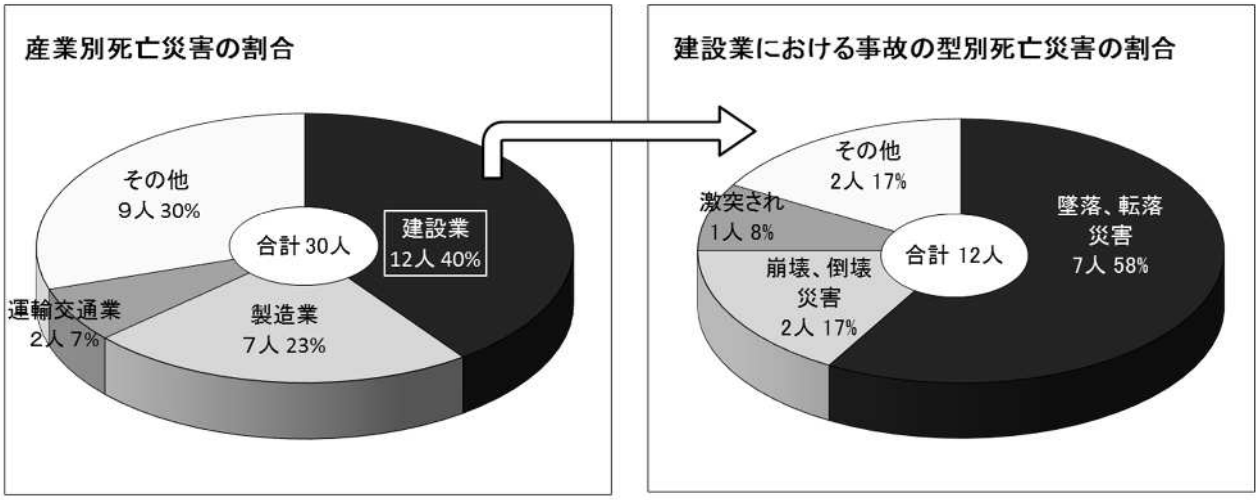

令和４年 建設業 死亡災害発生状況

※　すべての災害に共通する「同種災害防止対策のポイント」：元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じて適切にリスクアセスメント等を実施し、施工計画、作業計画、作業手順等を定め、これらの計画等に基づき作業を行うこと。
　施工と安全衛生を一体とする「安全施工サイクル」を定着させ、「見える」安全衛生活動等も積極的に推進しましょう。

【 墜落・転落 】

№	工事の種類	死亡災害発生状況
1	その他の建設業	ごみ処理施設内で、径 60ｃmのダクト内で塗装作業中、約 2.5m下の送風機の上に墜落した。
2	建築工事業	住宅の建方工事中、2F 部分から墜落した。頚髄損傷により 8 日後に死亡した。
3	建築設備工事業	店舗改修工事において、天井の電灯の配線替えのため、脚立足場(作業床の高さ約 1.8m）に乗り、電灯の取付作業をしていたところ、背中から床面に墜落し死亡した。
4	建築工事業	民家に付属するウッドデッキを解体中、ウッドデッキのフェンスを取り外す作業を行っていたところ、ウッドデッキが崩れ、乗っていた 2 名が約 3.6mの高さから墜落し、うち 1 名が死亡した。
5	土木工事業	河川敷にて、伐木等を不整地運搬車で運搬する作業等を行っていたところ、オペレーターが乗ったまま不整地運搬車が川に転落し死亡した。
6	その他の建設業	脚立と庇の間に渡した足場板の上で配管の切断を行っていたところ、加圧されていた配管内の空気が噴き出し、勢いで約 2.5m下の地面に墜落し死亡した。
7	土木工事業	台風 15 号の影響に伴う農道の補修工事の際に、地面をドラグショベルのバケットの背で押さえつけ締め固めていたところ、農道の一部が崩壊し、乗っていたドラグショベルとともに約２．８m下の地面へ転落し死亡した。

【 崩壊、倒壊 】

№	工事の種類	死亡災害発生状況
1	土木工事業	下水道工事中に、水道管の布設が終わり、土止めを取り外した後、掘削箇所内に立ち入ったところ土砂が崩壊した。
2	土木工事業	台風 15 号の影響で県道に流れ出た土砂の撤去作業を行っていたところ、排水管から大量の水が噴き出し約 20m 下に転落し死亡した。

【 激突され】

№	工事の種類	死亡災害発生状況
1	その他の建設業	機械の解体作業中に、溶断中の鋼材をフォークリフトで動かしたところ、当該鋼材の溶断作業をした被災者に落下した。

【 はさまれ、巻き込まれ 】

№	工事の種類	死亡災害発生状況
1	土木工事業	ダンプトラックの荷の載せ替え作業中、駐車のため後進したところ、被災者が侵入し、停車していたドラグショベルとの間に挟まれた。

【 爆発 】

№	工事の種類	死亡災害発生状況
1	その他の建設業	被災者が浜松市内の工事現場に向かう途中、東名高速豊田 JCT 付近で交通渋滞により停車していたところ、後方から来たトラックが急ブレーキをかけ荷台のガスボンベを道路上に散乱させた。被災者はガスボンベが落下した衝撃により発生した爆発火災により火傷を負い死亡した。

2023 年 4 月 1 日から 危険有害な作業※を行う事業者は 以下の 1、2 に対して一定の保護措置が義務付けられます

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第 22 条に関して定められている以下の 11 の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

・労働安全衛生規則　・有機溶剤中毒予防規則　・鉛中毒予防規則　・四アルキル鉛中毒予防規則　・特定化学物質障害予防規則、
・高気圧作業安全衛生規則　・電離放射線障害防止規則　・酸素欠乏症等防止規則　・粉じん障害防止規則　・石綿障害予防規則
・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます**。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の**設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと**
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、**請負人に対してもその作業方法を周知すること**
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、**請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、**以下の措置の実施が義務付けられます**。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、**その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、**その場所にいる労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること**
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、**その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること**

リーフレットについて

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

事前調査は、工事の規模にかかわらずすべての工事が対象です

工事対象となるすべての範囲について石綿が含まれているか事前に調査を行う必要があります

事前調査結果の報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、パソコン・スマホから24時間報告できます（※）

一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の報告をあらかじめ行う必要があります

（※）システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

令和５年10月1日
着工の工事から!!

事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者※」が行う必要があります！

※
- 特定建築物石綿含有建材調査者
- 一般建築物石綿含有建材調査者
- 一戸建て等石綿含有建材調査者
  （一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
- 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください
https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
都道府県労働局・労働基準監督署